

◎新潟県告示第298号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	指定障がい児通所支援事業所 Cサポ・キッズfuture	長岡市大島本町3丁目1-40 第8タカスハウス	特定非営利活動法人Cサポート	平成28年3月1日
放課後等デイサービス	多機能こどもセンター銀河	長岡市宮栄3-17-15	社会福祉法人虹のまち福祉会	平成28年3月1日
児童発達支援	多機能こどもセンター銀河	長岡市宮栄3-17-15	社会福祉法人虹のまち福祉会	平成28年3月1日